

# 警視庁単身者待機寮規程

昭和43年2月20日

訓令甲第2号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、警視庁単身者待機寮（以下「待機寮」という。）の運営管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (準拠)

第2条 待機寮の運営管理については、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (運営管理の基本方針)

第3条 待機寮の運営管理は、有事即応の警察力確保のため、常に不時の事態に備えるとともに、単身の警察官及び警備要員に指定された一般職員（以下「単身警察官等」という。）の休養及び修養の場として、生活環境を整備し、寮生活の節度を保持し、適切な生活指導を行つて、単身警察官等の生活に安らぎと希望を与え、社会人としての品性を養い、心身ともに健全な警察職員を育成することを基本方針とする。